

就労環境改善サポート補助金のご案内

～長時間労働の是正等、就労環境の改善のための積極的な取組を支援します～

1 趣旨

長時間労働の是正等、就労環境の改善に積極的に取り組む中小企業等に補助金を交付し、府内企業の就労環境の改善を支援

2 補助対象者・対象要件

京都府内に主たる事務所等を有し、京都府社会保険労務士会が実施する就労環境改善アドバイザーの派遣の結果を受けて長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進、就労環境改善等の取り組みを行おうとする中小企業等

<中小企業の範囲> 業種に応じて①または②を満たすもの、又はこれらを構成員とする団体又はこれらに準じるもの

業種	①資本金の額又は出資の総額	②常時使用する企業全体の労働者数
一般産業（下記以外）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業(飲食店含む)	5,000万円以下	50人以下

- ・支給対象となる取組は、以下の様に、自主的に、一つ以上成果目標を設定し、達成を目指して実施してください。
- ・「成果目標」の達成状況については、評価期間を1月間以上設定し、実績報告書に添付してください。

<成果目標：例>

目的	成果目標（例）	現状
①長時間労働の削減	雇用する労働者の週労働時間数が60時間以上の者の割合を5%以下とする。	雇用する労働者の週労働時間数が60時間以上の者の割合が10%超
②年次有給休暇の取得促進	雇用する労働者の年次有給休暇の取得日数が8日以上者の割合を8割以上とする。	雇用する労働者の年次有給休暇の取得日数が8日以上者が5割未満
③就労環境の改善	冷房機の設置と扇風機を組み合わせ、作業ポジションに冷風を集中させ作業行動範囲の温度を低下させることにより、疲労度軽減、作業効率を向上させる。	夏期の屋内作業現場の温度が著しく高い状態となり、汗だけで作業する事がしばしばで、疲労度が大きく、作業能率も低下している。

【裏面につづく】

3 補助対象経費（京都府内の事業所等において実施される取組が対象となります。）

就労環境改善の取組に要する経費

- ① 就業規則等の作成・変更
 - ・就業規則（正社員転換制度、パワーハラスメント・奨学金返済支援制度等）の整備
 - ・変形労働時間制度や勤務シフト等の整備
 - ・給与・賃金規程の整備
- ② 所定外労働時間削減のための設備導入経費(労働時間管理適正化システムの導入等)
 - ・就業管理システムやタイムレコーダー等の整備 等
- ③ 就労環境改善のための設備導入（改修）経費
 - ・暑熱、寒冷又は多湿の屋内作業場における、冷房、暖房、通風等の温湿度調節設備

4 補助上限・補助率等

補助額上限：30万円、補助率：2分の1以内

5 申請期間

前期：平成29年6月15日（木）～平成29年9月29日（金）

後期：平成29年11月1日（水）～平成29年12月28日（木）

※ 申請される場合には、事前に京都府中小企業団体中央会へご相談・ご連絡ください。

※ **また、補助金は予算の範囲内で交付するため、期間内であっても募集を終了すること、あるいは希望された金額を交付できない場合もありますので、御了承願います。**

※ 平成26年度に若者等就労環境向上推進事業助成金、平成27年度就労環境改善助成金、平成28年度就労環境改善・職場定着推進事業補助金を受給された場合は、原則受給できませんので、御了承願います。

※ 補助を受けられた場合、補助事業に係る経理について収支を明確にした証拠書類を整備し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保存してください。

6 補助対象期間

前期：平成29年6月15日（木）～平成29年12月31日（日）

後期：平成29年11月1日（水）～平成30年1月31日（水）

～ 申請先・問い合わせ先 ～

京都府中小企業団体中央会

（京都市右京区西院東中水町1-7 京都府中小企業会館4F）

TEL 075-314-7131 / FAX 075-314-7130

